

令和5年 第5回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：令和5年5月31日（水） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 審議等

	頁
議案第13号 令和6年度使用教科書（小学校用教科書）採択方針について (学校指導課)・・・	1
議案第14号 令和6年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針について (学校指導課)・・・	3
議案第15号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（令和6年度使用教科書 （小学校用教科書））について (学校指導課)・・・	5
議案第16号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問（令和6年度使用教科書 （小学校「特別の教科 道徳」））について (学校指導課)・・・	8
議案第17号 次期金沢型学校教育モデル構築会議への諮問について (学校指導課)・・・	15
議案第18号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について 【非公開案件】(学校指導課)・・・	20
議案第19号 次期金沢型学校教育モデル構築会議委員の委嘱及び任命について 【非公開案件】(学校指導課)・・・	22

議案第 20 号	金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について	【非公開案件】（教育総務課）・・・ 24
議案第 21 号	令和 5 年度金沢市議会 6 月定例会月議会提出予定案件について	【非公開案件】（生涯学習課）・・・ 31
報告第 16 号	令和 5 年度金沢市立小中学校児童・生徒数及び教員数について（5 月 1 日現在）	（学校職員課）・・・ 33
報告第 17 号	令和 4 年度教育相談事業について	（学校教育センター）・・・ 35
その他	（1）新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後における金沢市立学校の対応について （2）次回の定例会議の日程について	

令和6年度使用教科書（小学校用教科書）採択方針について

令和5年5月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和6年度使用教科書（小学校用教科書）採択方針

令和6年度使用教科書（小学校用教科書）の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- 2 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- 3 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。
- 4 金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。

令和6年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針について

令和5年5月31日 提出

金 沢 市 教 育 委 員 会
教 育 長 野 口 弘

令和6年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針

令和6年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- 2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- 3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- 4 金沢市や児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- 5 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- 6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- 7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達段階に適応していること。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問
(令和6年度使用教科書(小学校用教科書))について

令和5年5月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

諮 問 (案)

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第4条第1項に基づき、次の事項について、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問します。

令和6年度使用教科書（小学校用教科書）の採択について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

令和5年5月31日

金沢市教育委員会

記

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、小学校用教科書は、「小学校用教科書目録」（令和6年度使用）に登載されている調査研究対象となる教科書について答申すること。
- 2 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、次の観点にたって、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、種目ごとに採択に係る意見を答申すること。
 - (1) 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
 - (2) 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
 - (3) 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
 - (4) 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
 - (5) 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
 - (6) 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
 - (7) 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達の段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。

- (8) 金沢市や児童の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。
- (9) 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。

3 英語の教科書研究にあたっては、上記の観点に加え、次の観点にたつて、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、種目ごとに採択に係る意見を答申すること。

- ・ 英語のデジタル教科書において、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの基礎的な技能を身に付けられるよう、工夫が図られていること。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問
(令和6年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」))について

令和5年5月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

諮 問（案）

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第4条第1項に基づき、次の事項について、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問します。

令和6年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

令和5年5月31日

金沢市教育委員会

記

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、小学校用教科書（「特別の教科 道徳」）は、「小学校用教科書目録」（令和6年度使用）に登載されている調査研究対象となる教科書について答申すること。
- 2 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、次の観点にたって、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、採択に係る意見を答申すること。
 - （1）考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
 - （2）問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
 - （3）主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。

- (4) 金沢市や児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- (5) 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- (6) 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- (7) 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適応していること。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、金沢市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について公正且つ適正な実施を図ることを目的とし、採択取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項（同法49条及び第62条において準用する場合を含む。）及び同法附則第9条に規定する教科用図書をいう。

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置)

第3条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(教科用図書の採択)

第4条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択しようとする場合は、選定委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が無い場合は、教育委員会は、現行の教科用図書を採択した際の選定委員会の答申書をもとに、採択を行うことができるものとする。

(教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会の設置)

第5条 選定委員会は、専門の事項を調査研究させるため、教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び各学校に教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

(選定委員会の役割及び構成)

第6条 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査委員会及び研究委員会の報告に基づいて審議し、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する。

2 選定委員は12名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 金沢市PTA協議会役員

(3) 学校関係者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員となることができない。

4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを選任する。

6 委員長は、会務を統括する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(選定委員会の会議の招集)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査委員会の委員の委嘱)

第8条 調査委員会の委員は、選定委員会が委嘱する。

(選定委員及び調査委員の任期)

第9条 選定委員及び調査委員の任期は当該年度末までとする。

(公表等)

第10条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 当該教科用図書の種類

(2) 当該教科用図書を採択した理由

(3) 教科用図書の研究のために作成した資料

(4) 当該教科用図書の採択に係る教育委員会の会議の議事録

(5) その他教育委員会が適当と認める事項

2 教育委員会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第6条の規定に基づき公開請求があったときは、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき、公開するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

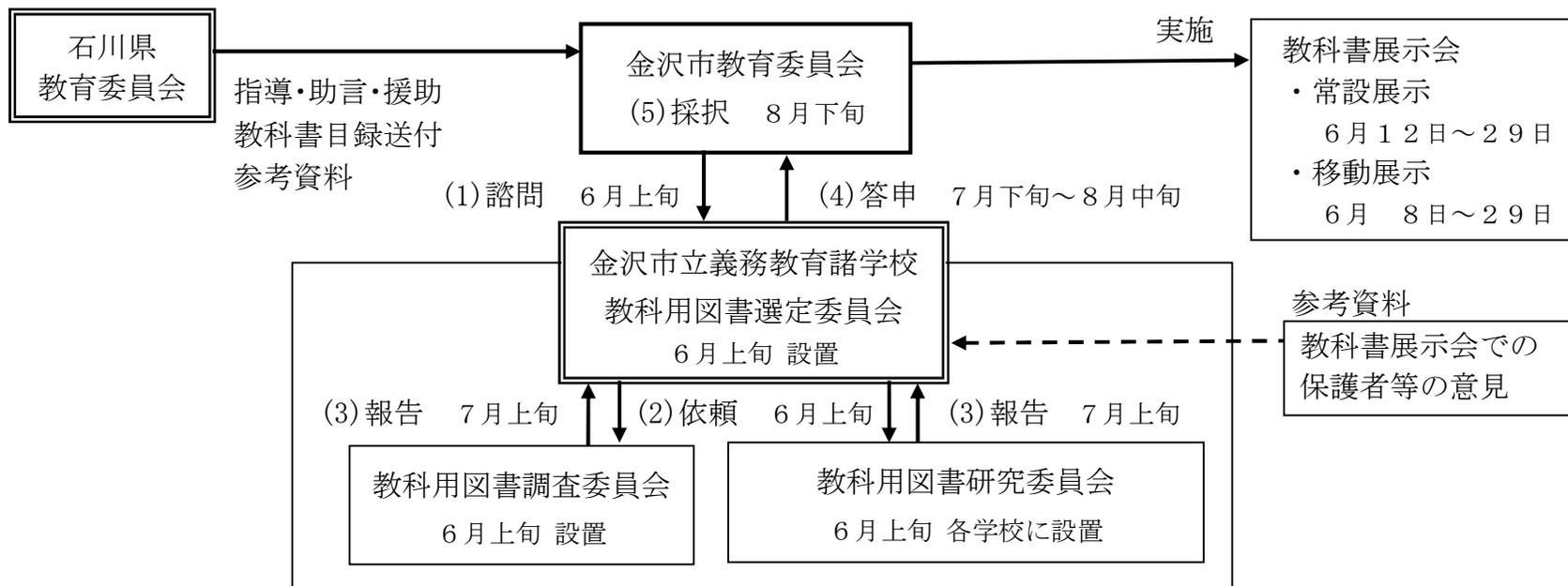
令和6年度使用教科書の採択について

令和6年度から使用する小学校の教科用図書の採択にあたり、本市においては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等の関係法令及び「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱」に基づき、採択事務を進める。

[採択の手順]

- (1) 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」）は、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」）を6月上旬に設置し、教科書採択に係る意見の答申を諮問
- (2) 選定委員会は教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」）及び各学校に教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」）を6月上旬に設置し、専門的事項の調査研究を依頼
- (3) 調査委員会及び研究委員会は、選定委員会に対し研究結果等を7月上旬に報告
- (4) 選定委員会は、教科書展示会における保護者や市民等の意見も参考としながら、採択すべき小学校用教科用図書の優れている点についてまとめ、7月下旬から8月中旬に教育委員会に答申
- (5) 教育委員会は、この答申を踏まえ、採択すべき教科書を8月下旬に決定

※ 採択結果は9月上旬に公表予定



次期金沢型学校教育モデル構築会議への諮問について

令和5年5月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

諮 問（案）

次期金沢型学校教育モデル構築会議に、次の事項について、諮問します。

次期金沢型学校教育モデル（仮称）の構築について

次期金沢型学校教育モデル構築会議は、新しい時代が求める学びの在り方を踏まえた金沢市における学校教育の施策に関する次期金沢型学校教育モデル（仮称）の構築について、次期金沢型学校教育モデル構築会議設置要綱第2条の規定により、金沢市教育委員会に意見を答申願います。

令和5年5月31日

金沢市教育委員会

次期金沢型学校教育モデル（仮称）の構築について

1 構築の趣旨

- 平成28年度より、「何を学ぶか」という内容として「金沢型学習プログラム」、「どのように学ぶか」という方法として「金沢型学習スタイル」、それらを支える学びの土台として「金沢型小中一貫教育」の3つの要素で構成されている「金沢型学校教育モデル」を実践してきた。
- 令和3年3月の金沢市学校教育振興基本計画の改訂をはじめ、学習指導要領の改訂やGIGAスクール構想の前倒しといった学校教育におけるデジタル化の急速な進展など、現行のモデル構築時とは環境が大きく変化している。
- 予測困難な変化や急速に進行する多様化に対応し、未来を創るために必要な力を身に付けることができる金沢の子供たちを育成するため、新しい時代が求める学びの在り方を踏まえた次期金沢型学校教育モデル（仮称）を構築する。

2 次期金沢型学校教育モデル構築会議

- ・設置根拠 次期金沢型学校教育モデル構築会議設置要綱
- ・内 容 次期金沢型学校教育モデル（仮称）の審議、検討
- ・委員構成 学識経験者・有識者、経済・文化関係者、保護者・地域関係者、学校関係者

3 今後の予定

- ・令和5・6年度で構築会議を4回程度開催予定
- ・次期金沢型学校教育モデル構築会議から教育委員会に答申
- ・教育委員会議で決定

次期金沢型学校教育モデル構築会議設置要綱を次のとおり定める。

令和5年5月31日

金沢市教育委員会

次期金沢型学校教育モデル構築会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 金沢市教育委員会は、次期金沢型学校教育モデル（仮称）を構築することを目的として、「次期金沢型学校教育モデル構築会議」（以下「構築会議」という。）を設置する。

(構築会議の役割)

第2条 構築会議は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次期金沢型学校教育モデル（仮称）に関する事項を審議し、答申する。

(組 織)

第3条 委員は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者、関係団体を代表する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和6年12月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 構築会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、構築会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 構築会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

2 構築会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 構築会議の庶務は、学校指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、構築会議の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

この要綱は、令和6年12月31日限り、その効力を失う。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について
【非公開案件】

令和5年5月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

次期金沢型学校教育モデル構築会議委員の委嘱及び任命について
【非公開案件】

令和5年5月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会への諮問について
【非公開案件】

令和5年5月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和5年度金沢市議会6月定例会議会提出予定案件について
【非公開案件】

令和5年5月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和5年度金沢市立小中学校児童・生徒数及び教員数について（5月1日現在）

令和5年5月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和5年度金沢市立小中学校児童・生徒数及び教員数について（5月1日現在）

1. 学級数の推移

（単位：学級）

		平成25年	平成30年	令和4年	令和5年
小学校	通常学級	811	790	763	765
	特別支援学級	114	117	129	132
	小計	925	907	892	897
中学校	通常学級	345	323	325	313
	特別支援学級	46	46	56	59
	小計	391	369	381	372
合計	通常学級	1,156	1,113	1,088	1,078
	特別支援学級	160	163	185	191
	総合計	1,316	1,276	1,273	1,269

2. 児童・生徒数の推移

（単位：人）

		平成25年	平成30年	令和4年	令和5年
小学校		23,802	23,540	22,396	22,147
中学校		11,937	11,141	11,129	10,829
合計		35,739	34,681	33,525	32,976

3. 教員数の推移

（単位：人）

		平成25年	平成30年	令和4年	令和5年
小学校		1,261	1,245	1,241	1,246
中学校		700	677	708	691
合計		1,961	1,922	1,949	1,937

※教員数：校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、再任用教諭、欠員講師
（養護教諭・事務職員・栄養教諭の数を除く。）

（各年5月1日現在）

令和4年度教育相談事業について

令和5年5月31日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和4年度 教育相談事業 について

I 教育相談状況

1. 受理件数

(実人数)

区分	未就学	小学生	中学生	高校生	計
令和4年度	107	266	245	12	630
令和3年度	104	268	222	13	607

2. 相談の主訴

(実人数)

区分	発達障害 (疑い含む)	不登校 (傾向含む)	就学・進路	情緒不安定等	学業不振	発育・発達	身体・精神	育児・家庭教育	その他	計
令和4年度	263	214	68	35	30	9	6	2	3	630
令和3年度	279	183	58	27	28	9	12	9	2	607

3. 相談事業種別

(1) 面接相談

(のべ件数)

区分	来 所	訪 問	電 話	計
令和4年度	5,894	131	1,510	7,535
令和3年度	5,855	188	1,354	7,397

(2) 専門相談

(実人数)

区分	未就学	小学生	中学生	計
令和4年度	43	44	10	97
令和3年度	49	45	7	101

※ 保護者や教職員が来所し、専門相談員(精神科医、小児科医、言語聴覚士等)に相談

(3) 適応指導教室

(実人数)

区分	そだちPersonal (個別支援)			そだちFriendship (集団支援)		
	小学生	中学生	計	小学生	中学生	計
令和4年度	44	101	145	0	3	3
令和3年度	42	96	138	0	4	4

※ 小中学生の個々の状態に応じ、学習活動や体験活動を通して、対人関係及び社会的自立を支援

(4) 巡回専門相談

(のべ件数)

区分	学校訪問		
	小学校	中学校	計
令和4年度	56	1	57
令和3年度	52	3	55

※ 巡回専門相談員が学校へ巡回を行い、教職員等に対し相談・助言

II 電話相談状況

(のべ件数)

区分	おはなし電話	子ども専用フリーダイヤル	いじめ専用ダイヤル	計
令和4年度	1,525	43	33	1,601
令和3年度	1,468	35	39	1,542

※ 家族等が所定の番号に電話をかけて相談(匿名可) 平日:9~21時、土日祝:9~17時

新型コロナウイルス感染症の5類移行後における金沢市立学校の対応について

新型コロナウイルス感染症の5類移行後においては、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止するため、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき適切に対応する。

なお、市教育委員会作成の「市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理ガイドライン」は廃止した。

1. 平時における感染症対策（マスクについては着用を求めないことを基本とする）

- (1) 健康観察（体温を毎日チェックさせ学校に提出させるといった取組はしない）
- (2) 換気の確保
- (3) 手洗い等の手指衛生
- (4) 清掃・消毒（清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことはしない）

2. 感染流行時における感染症対策

- (1) マスクの着用（着用を強いることがないようにする）
- (2) 身体的距離の確保
- (3) 活動場面ごとにおける感染症対策
 - ・「感染リスクが比較的高い学習活動」に当たっては、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
 - ・儀式的行事等の学校行事や部活動等においても、活動場面に応じた対策を講じる。

3. 感染状況に応じて講ずべき措置

- (1) 出席停止
 - ・出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。
- (2) 臨時休業
 - ・学校内での感染拡大のおそれ等を勘案した上で、学校医と相談し、学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲・期間で対応する。